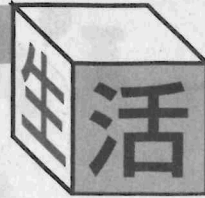


◎ 東京新聞



インフルエンザが流行する季節がやってきました。とくに病院や

Dr. 松井英男の在宅医療のカルテ



インフル予防接種

高齢者施設での集団発生が問題になり、予防接種を受けることが勧められています。

インフルエンザの定期予防接種は、主として六十五歳以上の高齢者に対して市町村が行うものです。これは、疾患が蔓延するのを防ぐというよりは、個人の発症を予防するために行うものとされているので、接種の義務はありません。

かつて、小中学校ではインフルエンザの予防接種が義務づけられていました。昔、学校の体育館に集められて、痛い注射を打たれたことが思い出されま

患者の意思確認が必要

す。しかし、この集団接種は一九九四年ごろから行われなくなりました。予防接種による副反応がおきたことと、インフルエンザ発症の予防効果が明らかでないためです。

ワクチン接種件数も激減しましたが、インフルエンザの発生がそ



看護・介護スタッフとのカンファレンスを行う

の後増えたという事実はありません。特に、六十五歳以上の高齢者の予防接種の効果は、実は明らかではないのです。科学的に信用できるデータが少ないため、国はあくまで個人の判断と責任において発症予防に努めてください、という立場をとっています。

やいます。認知症もあるため、この場合の意思確認は困難が伴います。結局のところ、既往として予防注射で発熱をきたしたことがわかり、接種はしないことになりました。

Mさんは、九十歳代の方で、ある介護施設に入っています。ご家族は熱心に予防注射を勧めるのですが、「インフルエンザにはかかったことはいないので必要ない」とおっしゃいます。

インフルエンザの予防接種には副反応の可能性がゼロではなく、わが国での予防接種が原因と考えられる死亡例は、持病のある高齢者です。さらに、予防効果に乏しいとなると、在宅療養を受けると、在宅療養を受ける高齢者に予防接種を勧めることが、果たして良いかどうか迷うこともしばしばです。

(川崎高津診療所院長)

載

|| 次回は二十七日掲